

内閣府小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会

## 総務省地域自治組織のあり方に関する研究会について

2017年10月20日 名和田是彦（法政大学）

### 1. お話の前提

- 私見や私的な感想を含んでいます。上記研究会報告書の正確な内容については総務省の方に補足していただきたいと思えます。
- 総務省の研究会として、地方自治制度の分野の仕組みについて検討しています。したがって、私法人では認可地縁団体、公法人では特別地方公共団体ないしそれに類する仕組みを、それぞれ検討することになります。
- 法律学的には高水準の検討をしたと思えます。これは一種の問題提起であり、地域でどのように使えそうか、具体的な議論がなされることを望んでいます。

### 2. 認可地縁団体について

#### (1) 制度の趣旨と現代における意義

- 認可地縁団体制度は1991年の地方自治法改正で創設された。「保有不動産等をめぐるトラブルを防止し、住民自治に極めて深い関連を有し地域社会において重要な役割を担っている地縁による団体が活動をしやすくするために設けられた」（報告書15ページ）ものである。
- その後、一般社団法人制度もでき、法人格を取得することは極めて簡単になった。
- 「社団法人の一般制度においてこうした改革を経た現在、認可地縁団体制度が敢えて設けられている意義については、社団法人のうち、自治会、町内会等の地域の共同活動を行う地縁型組織であって、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、民主的な運営が確保されるものに対して、組織の現況を活かし、活動の制約要因にならない簡便な法人制度を用意し、これによって不動産の保有等の活動をしやすくしているものと理解することができる。」（同）
- では現時点で、認可地縁団体制度は果たしてまたどのように見直すことができるであろうか。

#### (2) 認可要件としての財産保有の見直し

#### (3) 構成員に団体を含めることができるか

#### (4) 構成員名簿の作成義務

#### (5) 構成員が多数の場合の総代会制度は考えられるか

## (6) コミュニティ・ビジネスなどを積極的に行う場合に

- (a) 代表者以外への代表権の付与
- (b) 登記と告示事項の証明書
- (c) 計算書類作成義務
- (d) 税制上の取り扱い

## (7) 感想

認可地縁団体は、収益事業など、積極的な、ないしは専門性の高い事業を、地域として行おうとする場合に、まず試しにやってみる時の手軽な法人制度というべきではないか。事業の必要性が地域によって確認され、本格的に取り組むようになれば、別な本格的な法人に移行することが有効ではないか。

## 3. 指定法人制度について

私法人では限界がある場合には公法人を検討せねばなりません。その前に報告書は、これまで多くの自治体で工夫されてきた条例による「地域代表性」の付与の仕組みのほか、いわゆる指定法人制度について注意を促しています（報告書28ページ）。

「地方自治制度として、現時点において、このように国が法律的な枠組み(要件・効果)を設定する必要があるものは見当たらないが、今後、具体的なニーズが生じた場合にその必要性が検討されるべきである。」と述べています。

## 4. 当然加入制の地域法人の可能性について

### (1) 公共組合タイプと特別地方公共団体タイプ

### (2) 感想

- 報告書48ページの図の意味について：地域づくりの主体はあくまで地域住民組織。その活動の中で特に当然加入制の法人が必要なタイプの活動があればそこにこの仕組みをはめ込む。地域住民の活動の補完である。
- 当然加入制（強制加入制）というところの印象があるかもしれないが、そうした印象は、我々が長らく自治会町内会という偉大な民間地域組織による地域運営に慣れてきたせいであろう。公権力的な強制なく実際に地域住民のほとんどを組織している民間組織が日本にはほとんどの地域にある。会員でない人がいるということをあまり気にしないで活動できた。しかし今や都市部では加入率は劇的に低下を続けており、ある種の活動においてはもはや無視し得ない状態になっている。